

義援金申受要領

1. 義援金募金額 1口1万円以上でお願いします。
2. 募集期間 令和6年1月15日（月）～1月31日（水）
3. 申し受け要領
 - (1) 義援金をご応諾いただく場合は、別紙「能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、1月31日（水）までに、FAXまたはメールにてご連絡ください。
 - (2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2月13日（火）までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。
※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。
ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。
※原則、指定振込先へのお振込みをお願いしておりますが、当所窓口へご持参いただいても結構です。
 - (3) 本義援金は当所で取りまとめ、日本商工会議所へ送金して、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。
寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。
 - ①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。
 - ②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い
一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。
〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕
計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額
〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5＋1,500万円×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕
 - (4) 領収書は、義援金をお振込みいただきます際の控えをもって、代えさせてさせていただきます。

4. 振込先口座	八十二銀行飯田支店	普通	5098
	飯田信用金庫本店	普通	0488989
	長野銀行飯田支店	普通	1915378
	長野県信用組合飯田支店	普通	4253745
	みなみ信州農業協同組合飯田支所	普通	0023712

口座名義（全口座共通） 飯田商工会議所 会頭 原 勉

<本件担当> 飯田商工会議所 総務部（担当；佐々木、松本）

TEL ; 0265-24-1234 FAX ; 0265-24-1141 MAIL ; soumu@iidacci.or.jp